

建築基準法の取扱いについて

昭和 45 年 8 月 4 日付 45 建第 252 号
住宅部長・地方事務所長宛

建築基準法施行令第 86 条第 7 項(現行、第 6 項)による積雪荷重の低減の取扱い並びに温泉地等における小劇場(客席の床面積 100 m²未満のもの)に対する建築基準法施行条例の適用に関する指導基準を定めましたので、確認及び検査の規準としてください。

多雪区域における積雪荷重の低減について……………(表 1)

指導方針について

小規模劇場に対する指導基準……………(表 2)

(表 1)

多雪区域における積雪荷重の低減について

最 深 積 雪 量	用途		(一)	(二)	(三)	(四)
	構造		学校、体育館	病院、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎、共同住宅	(一)(二)(四)に該当しないもの	住宅、店舗
100cm 以上 ~ 150cm 未満	R	C	100cm	100 cm	100 cm	100 cm
		そ の 他	最深積雪量の数値 (100~150)	100	100	100
150cm 以上 ~ 200cm 未満	R	C	150	100	100	100
		そ の 他	" (150~200)	150	100	100
200cm 以上 ~ 250cm 未満	R	C	200	150	100	100
		そ の 他	" (200~250)	150	150	100
250cm 以上 ~ 300cm 未満	R	C	250	200	150	150
		そ の 他	" (250~300)	200	150	150
300cm 以上 ~ 350cm 未満	R	C	250	200	150	150
		そ の 他	" (300)	250	200	150
350cm 以上	R	C	300	200	200	150
		そ の 他	" (350)	250	200	150

註

積雪荷重

積雪量 1cm ごとに 1 m²につき 3kg (30N) とする。

(二)(三)欄に該当する用途であっても、建築面積 100 m²以下のものは、(四)欄の用途の建築物として本表を適用するものとする。

指 導 方 針

- 1 多雪区域における積雪荷重の低減は、住宅等常時雪おろしの可能のもの以外は政令86条第7項(現行、第6項)の規定にかかわらず左表によるものとする。
- 2 積雪荷重の低減を行って構造計算した建築物には構造計算に採用した積雪荷重を表示する「建築物に関する制限」のプレートを見易い場所に掲示するものとする。
- 3 積雪荷重の低減を行って、設計された建築物で、積雪荷重がこれをこえるおそれがある場合は、早急に雪おろしを行うこと。
- 4 屋根勾配、屋根葺材、屋根の形状等、屋根の雪が自然に落下する方法をできるだけ採用すること。ただしこの場合落下する雪に対する防護対策を充分考慮すること。

(表2) 略